

議案第50号

富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第41号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月4日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）

第5章 補則（第16条）

附則

第9条中「若しくは」を削る。

第13条第1項第2号ア中「被害」を「損害」に改め、同項第3号中「第1号のウ又は第2号のイ」を「第1号ウ又は前号イ」に改める。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「据置期間中」を「保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中」に改め、「3パーセント」の次に「以内であって規則で定める率」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「、令」を「及び令」に、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。